育児休業の手続きについて

育児休業とは、加入員が「育児・介護休業法」にもとづき3歳未満の子を養育するために休職するときに、事業主・加入員とも健康保険料厚生年金保険料および基金掛金が免除されるものです。

なお、事業主が負担する基金加入上乗せ掛金は免除対象から除かれます。 労使ともに保険料負担は免除されても、ご本人のその間の標準報酬月額は保障 されますので、将来の年金が不利になることはありません。

育休免除をはじめ、育児休業に関連する手続きは次のとおりです。 これらの適用をうけるためには、いずれもご本人が事業主を経由して 健保組合または基金に申し出や届出を行うことが必要です。

[育児休業等取得者申出書]

育児休業に該当したとき届出を行います。

申出日の属する月から育休終了予定日の翌日の属する月まで保険料が免除されます。

〔育児休業等取得者終了届〕

育児休業の終了予定日(子の3歳到達)より前に職場復帰されるとき この届出が必要になります。

[育児休業等終了時報酬月額変更届]

育児休業の終了後に給与(標準報酬月額)が変ったときに2等級以上 の差がなくても随時改定して標準報酬月額を変更ができるものです。 復職後3ヶ月を経過したときに届出します。

[養育期間標準報酬月額特例申出書]

この制度は、将来の年金が不利ならないように配慮する特例です。

3歳未満の子を養育する期間中の標準報酬月額が養育開始の前月の標準報酬月額を下回るとき、申出により従前報酬額が保障されるものです。

この手続きだけは、直接、管轄の年金事務所に行ってください。